

福岡県経営者協会会費細則

制 定	昭和23年	10月	8日
一部改正	昭和31年	4月	8日
一部改正	昭和33年	4月	9日
一部改正	昭和35年	4月	8日
一部改正	昭和39年	4月	8日
一部改正	昭和43年	4月	15日
一部改正	昭和48年	4月	26日
一部改正	昭和51年	4月	28日
一部改正	昭和55年	4月	23日
一部改正	平成26年	5月	30日

第1条 本会会則第6条に定める会費に関しては本細則による。

第2条 会員の会費は1口6万円とし、第7条の基準によってこれを賦課する。

第3条 会友の会費は一律に年額6万円とする。

第4条 会費は原則として年額を一括して徴収する。
但し、申し出により半期分納も認めるものとする。

2 会費はその入会期分より徴収する。

第5条 新入会員には入会金としてその年度会費の4分の1を徴収するものとする。

第6条 退会したる会員の既納の会費は一切これを返還しない。

第7条 会費口数算出の基準は、次の表をそれぞれ合わせて適用する。

従業員数	口数	従業員数	口数	資本金額	口数
1～100	1	3001～3500	16	1億円以上	1
101～200	2	3501～4000	17	10億円以上	2
201～300	3	4001～4500	18	30億円以上	3
301～400	4	4501～5000	19	50億円以上	4
401～500	5	5001～6000	20	100億円以上	6
501～600	6	6001～7000	22		
601～700	7	7001～8000	24		
701～800	8	8001～9000	26		
801～900	9	9001～10000	28		
901～1000	10	10001～15000	30		
1001～1200	11	15001～20000	32		
1201～1500	12	20001～25000	35		
1501～2000	13	25001～30000	37		
2001～2500	14	30001以上	40		
2501～3000	15				

但し、福岡県外に本社のある
出先事業所の資本金は、

$$\text{本社資本金} \times \frac{\text{出先事業所員数}}{\text{全従業員数}}$$

によって換算する。

附 記 会費口数算出については本基準表による他、会社業績及び業種別団体
加盟の場合を勘案して算定する。従って基準口数より増減する場合がある。

附 則

第8条 この細則は平成26年4月1日から実施する。